

昭和五十二年三月十一日 衆議院会議録第十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する安島友義君の質疑

險料率の引き上げに関する部分は、昭和五十三年四月一日から施行することとしております。以上が雇用保険法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長(保利茂君) ただいまの趣旨の説明に対し
て質疑の通告があります。順次これを許します。
安島友義君。

〔安島友義老齋著〕

○安島友義老齋君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案に対し、福田總理、石田労働大臣に質問をいたします。

高度経済成長政策の破綻は、今日、長期的不況、物価高に加えて深刻な雇用不安を招来しています。勤労国民の生活と権利は重大な脅威にさらされています。一体、これからどうなるのだろう、毎日不安と焦燥の中に、一つとして明るい希望が持てないのが今日の偽らざる実態であります。

量的拡大に国民を駆り立てる自民党政の責任はきわめて重大であります。(拍手)積年の弊は今まで多くの構造的矛盾を露呈しております。これまでの誤った経済政策を根本的に改めるとともに、雇用政策は、新たな情勢に即して発想の転換が迫られております。今後いかにして雇用の安定と拡大を達成しようとするのか、まず総理の御見解をお伺いしたいのであります。(拍手)

以下、具体的な問題を指摘し、明確な答弁を求めます。

す。第一に、安定した雇用の保障の問題でありま
高度経済成長時代の中ではその矛盾が表面化し
なかつた失業問題、特に中高年齢層の雇用は、い
まや重大な社会問題となつております。完全失業

者は百万人を超え、潜在失業者を含めれば、実に数百万人の労働者が職を奪われているのであります。これらは、単に一時しのぎの対症療法では根本的な解決にはならず、積極的な雇用拡大の施策を図る必要があると考えます。

ないのです。(拍手)
すなわち、産業の二重構造がもたらす低賃金、長時間労働と労働強度の高さといった我が国の実情に加え、特に雇用、労働条件に関するILO各約批准がおくれている等、日本の特異性がわが国に対する不信感を大きく醸成しているのであります。

く、内容的にもきわめて不十分であります。給付水準の低さもさることながら、受給年齢は、厚生年金が六十歳、国民年金で六十五歳であり、通常では定年後直ちに受給できないのが実態であります。

年金制度の充実、改善とともに、定年延長などにより、このギャップを埋めることが緊急に必要になつて いるのであります が、政府はどのようにお考えで しょうか、明確な御答弁をお願い申し上 げます。(拍手)

次に、有効求人倍率がすべての年齢層にわたつてこれほど低下し、一たび失業するや、短期間のうちに再就職することがきわめて困難になつて、現在、少なくとも有効求人倍率が「一」を超えるまでは、雇用市場をめぐる競合は、二重二重

長することが不可欠となつてゐるのであります。また、かつては九十日までの失業保険給付を受けることのできた出かせぎ労働者は、いまでは五十日分の特例一時金しか受けることができなくなっております。出かせぎ労働者にとつては既得権が剥奪されようとしておるのであります。一時金を五十日分から九十日分に引き上げるか、また

は、一時金五十日分と一般九十日分の選択権を設けることがぜひとも必要であります。こうした失業給付の改善に対して、政府はどの

ようにお考えでしようか、御見解を伺いたいのであります。(拍手)

が、党の考え方を申し述べるとともに、政府の見解を
ただしたいのであります。

従来の失業対策が、とかく発生後の対策が主で、後追い的であったことに対し、積極的な雇用機会の創出によって真に失業の発生を事前に防止

し得るものであるならば、一定の評価を惜しまないのです。ですが、政府提案のままでは、雇用合理化にさらなるおそれがあると考

すなわち、この資金が雇用の安定に有効に使用
えます。

いうことにいたしましたのは、それ自体季節的な条件に対する特例措置であると考えておる次第でございます。また、一般的な雇用の給付は、今まで保険に加入しておった時間的長さによって給付期間を決めておりましたものを、雇用機会の乏しくなります中高年齢層、年齢別に給付期間を延長するという処置をとりまして、御指摘の中高年齢層の雇用促進に資しておるつもりでござります。

国際的な水準におけるわが国の労働条件の位置といふものについて、あるいは全国一律の最低賃金制あるいは労働基準法の改正等の問題についてであります。大半は總理が御答弁になりましたので省略をいたしましたが、労働基準法は、制定以来長い年月がたつておるわけでありますので、いま研究会を設けて全体としての検討を行つてあるところでございます。(拍手)

○議長(保利茂君) 草川昭三君。

○草川昭三君 私は、公明党・国民会議を代表して、だいしま題旨説明のありました雇用保険法等の一部を改正する法律案の内容について若干の質問を行ひます。(拍手)

景気の長期低迷で、企業はいわゆる過剰雇用を理由に減量経営への転換を強め、雇用不安を恒常化しております。完全失業者は五十年以来百万人を上下しており、特に中高年齢、身体障害者、寡婦及びいわゆる季節的労働者の働く機会は一層狭められ、弱い立場の人々へのしわ寄せが顕著になっております。

失業はそれ自体重大な社会問題であり、健全な身体と能力のある多くの人たちを仕事につけられないことは、勤労者から生きがいを奪うばかりではなく、社会にとっても非常な損害であります。政府は、今後の経済情勢の推移に応ずる雇用政策の主要な柱として、失業を予防し、また雇用の安定を図ることで雇用安定資金を設けるという

ことであります。これは一時のびほう策にはなりませんが、これは基本的な雇用の保障を確立するものと言ひがたいのではないでしようか。いま最も肝要なことは、勤労者にひとしく雇用を確保し、一方、失業者に対してその生活を保障することです。また、再雇用のための教育訓練の整備などとあわせ、総合的、体系的に施策を整備することがきわめて緊要であります。そのため、現行制度の抜本的な見直しが必要と思うのです。

社会保障制度審議会等の政府の諮問に対する答申にも、雇用政策を國の根本的課題として総合的施策の樹立、あるいは根本的対策の至急策定等が指摘をされておるところであります。したがつて、政府は、まずこれらの雇用に対する政策を明確にすべきであると思うわけであります。(拍手)

質問の第二点は、今日の雇用問題はきわめて深刻な状況にありますが、私は、本法案に示されるような現行の三事業に雇用安定資金を加えて事業に広げる程度の措置では、問題解決の決め手とならないと思うのであります。労働大臣は、過日社会労働委員会における所信表明の中では、インフレなき完全雇用を達成するため、失業の事前防止対策として雇用安定資金制度を創設すると述べられております。しかし、この発想の中には、もはや高度成長政策の時代が過ぎた以上は、企業の減量経営に協力すべきではないとする考え方があるものであります。もし企業の負担を問題にするならば、中小、下請企業についといたしまして、これでは満足な措置も行えないのではないかと思うわけであります。もし企業の負担を問題にするならば、中小、下請企業についてはその保険料金の負担に多少の考慮を加える、こういうことが必要であると考える次第であります。

第三点は、雇用保険法の運用上の問題についてでございますが、今日すでに保険給付も切れ、なかなか雇用の機会が見出せないところの失業者がたくさんおられるわけであります。しかも、戦後最大の不況と言われる状況の中で、法で定められた全国延長給付がまだ行われておりません。私はここが問題だと思うのであります。これではまさに給付の延長はどのような場合を想定して制度化したのでしょうか。これをまずお伺いしたいと思うわけであります。(拍手)

第六点は、雇用保険の付帯事業として新たに柱を立てた雇用安定事業は、従来の三事業の中の雇用改善事業の雇用調整給付金と能力開発事業の事業運営を再編拡大したものとなっていますけれども、それが相次いであります。これらの産業の構造的な切り捨てで下請や中高年齢労働者へのしわ寄せをいたしましてお伺いします。(拍手)

また、特に北海道、東北地域などでは冷害で農作による収益はなく、一方、農機具や肥料代の返済に迫られ、また出かせぎに行きたくとも働くところが全くない方々が非常に多いわけであります。先ほど大臣は、給付と負担の差があるから考え方という御答弁がございましたが、働くところが全くない労働者に対する施策は一体どうあるべきなのでありますか。(拍手) したがつて、失業給付の所定給付日数の改善こそ私がはどうしても必要だと思うのでありますけれども、もしもその必要がないと言われるのであるならば、そのような人たちは一体どうして暮らしていくべきのか、御見解を賜りたいと思うのであります。

(拍手)

第四点のお尋ねは、本法案において、事業主にかかる保険料率の引き上げが当初千分の一であつたものが千分の〇・五に改められたことは、経営側の圧力によるものかどうか、これはまあ別に大きな問題であります。しかし、この発想の中には、もはや高度成長政策の時代が過ぎた以上は、企業の減量経営に協力すべきではないとする考え方があり、それは結局、労働者に犠牲を強いるものになることを私どもは強く危惧するものであります。この際、雇用安定資金制度の具体的な運用をまず明確にされたいと思うのであります。

第五点は、現在、大企業においては、関連企業の出向、転籍、新規採用の手控え、不採算部門の切り捨てで下請や中高年齢労働者へのしわ寄せをいたしましてお伺いします。(拍手)

第六点は、雇用保険の付帯事業として新たに柱を立てた雇用安定事業は、従来の三事業の中の雇用改善事業の雇用調整給付金と能力開発事業の事業運営を再編拡大したものとなっていますけれども、それが相次いであります。これらの産業の構造的な切り捨てで下請や中高年齢労働者へのしわ寄せをいたしましてお伺いします。(拍手)

第七点は、雇用調整給付金についてでござりますが、雇用調整給付金によるところの失業予防の効果がいままでどれだけあったのか、国民は知らされていないのであります。もし顕著な成果があつたとすれば、その実態について明らかにしていただきたいと思う次第であります。

第八は、現行の雇用保険制度においても、不時の出費に備えて予備費が計上されることは、御存じのとおりであります。しかし、この予備費

の上に、さらに雇用安定資金を設ける特段の理由があるのでありますようか。私は、この制度があるのもすれば企業の安易な再編合理化の助長に利用されるのではないかという憂慮をするものであります。

なお、仮に本制度が必要であるとするならば少なくともこの資金制度の民主的な運営管理について、働く労働者の権利を保障するためにも、労使、特に中小企業の実態に即した適確な措置をすることができるよう制度として確立する必要があると私は思うのでございますが、お考えを承りましたのであります。(拍手)

進国の中でも最も失業率は低いと、先ほども総理からお答えがございました。しかし、日本独特的雇用構造があるがゆえの数字でございまして、下請、一人親方、あるいはパートタイム、あるいは家内労働など、失業が潜在化しておる現状に目をつぶることになるのではないでしょうか。現在、潜在失業者を含め約三百五十万の失業者があると言われて、実態に即した雇用政策の樹立のためには、正しく雇用、失業状態を把握し、労働者に生活の向上を保障するに足る雇用についての責任を政府が国民の前に明らかにする必要があると思ふ次第であります。政府の具体的な政策を承りたいのであります。

以上の項目について誠意ある御答弁をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔内閣総理大臣(福田赳氏君登壇)〕

○内閣総理大臣(福田赳氏君) お答えいたします。

現在の深刻な失業状態に対しまして、雇用安定資金では対処しきれないのではないか、現に出でる失業者に対しても一体どういうふうな対策を講ずるか、こういうようなお話をございますが、この対策は、これはもうもろもろの技術的な対策はありますけれども、基本を言うと、景気を安定的に定着させる、これ以外にはありません。

いま、日本の経済は、昨年上半年の好調から横ばいの状態になつてきている。それに伴いまして、雇用問題も深刻な状態になつてきておるわけでありますが、どうしてもここで景気を上向けてあります。転じなければならぬ、そのためにはてこ入れをして、なければならぬというふうに考えておりまして、いま、五十一年度予算の補正につきまして御決議をいただきましたし、また五十二年度予算につきまして日下御審議を願つておる、この予算案がこの問題の解決のためにかなり有効に働く、かようになっておる次第でござります。

〔國務大臣石田博英君登壇

（國務大臣（石田博英君））御質問の中で流れております一貫した御心配は、この制度で一体十分だと考えるのか、これで十分現在の雇用情勢に対処できるのかと、いろいろうかとおもいます。方向性をきかれたが、この運営は、やはり労使の意見を十分開示しながら、中央職業安定審議会で相談をして、効果あるように運営をしてまいりたいと思っております。

それから、保険料率を千分の一にするつもりで
おつたのが千分の〇・五にして、それで十分かと
いう御質問でございますが、むろん多いにこした
ことはございませんけれども、〇・五に半減をい
たしましたのは、主として中小企業の負担力を考
えたからでござります。
そこで、それでは事業規模によつて保険料率を
違えたらどうか。これは、しかし、他の社会保険
との関連もございますので、そういう措置は、保
険の全体系に影響を及ぼしてまいりますから、む
しろ規模別によつて給付の額を変えることによつ
て、つまり中小企業を優遇するということによつ
て、これを対処してまいりたいと思っておる次第

それから、この制度が逆に乱用されて、企業の減量、縮小、そういうようなものを手伝う結果にならないか。私は、むしろ、これから、やはり憂慮すべきものは、構造上の変化によりまする雇用の転換にどう対処するかということであろうかと思うのでありますて、しかも、休業とかあるいはそれを前提とした教育訓練というのは、労使の話し合いによって行うことを基本にいたしておりますので、乱用されたり、あるいはこれがむしろ事業の縮小に利用されたりすることは、まずないものと考えております。

雇用調整給付金が現実に失業の防止にどれだけ役立ったか、これはなかなかつかみにくい数字でございますが、雇用調整給付金を給付してまいりました実情から考えまして、三十万ないし五十万程度の失業の防止には役立ったと思います。

わが国の失業率の現状を踏まえて潜在失業者の数の御指摘がございました。わが国の失業率といふものが諸外国に比べて現在なお低い水準にあるのは、主として企業別労働組合と終身雇用制度といふものが背景にあるからであらうと思います。もし潜在的失業という言葉が使えるならば、そういう制度の中で各企業が過剰な人員を抱え込んでおる、それが潜在的な失業というふうに考えられるかと思います。これはどれくらいの数になるか、これもなかなかつかみにくい数字でございますが、やはり景気の回復がおくれますと、そういう制度に支えられ切れなくなる場合も想定されますので、景気の回復が一日も早く実現をいたしまして、安定的な雇用が増進することを私どもは期待をいたしております次第でございます。

なお、季節労働の問題、それから雇用安定給付金の期間延長の問題が出ましたが、これは前に安島さんにお答えをしたとおりでございますので、重複は避けます。(拍手)

○議長(保利茂君) 小宮武喜君。

〔小宮武喜君登壇〕

○小宮武喜君 私は、民社党を代表して、ただいに議題となっております雇用保険法等の一部を改正する法律案について、総理並びに労働大臣に質問をいたします。

わが国の雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、企業の求人は依然としてその増勢を見せず、昭和四十九年に一割を割っていた有効求人倍率は、二年半たった今日でも〇・五ないし六と低迷をし続けて、二人に一人の就職しかできないような状態が続いております。

また、五十年度に百万人を超えた失業者の数は、その後も一向に減少せず、完全失業者百万人時代は常態化してきたと言つても差し支えありません。

このような深刻な雇用情勢は、わが国経済が本格的な低成長経済に入り、従来のように経済成長に伴う企業の事業規模の拡大による雇用の増大はほとんど期待できないような情勢になつております。今日、わが国は、本格的な低成長経済を迎えて、政治、社会のあらゆる面での発想の転換が求められておりますように、雇用政策においても同様であります。従来の経済成長の後追い的、事後救済的な雇用政策では、もはや完全雇用の実現是不可能であると信じております。

今後の低成長経済のもとで、完全雇用を確保し、労働者の雇用の安定とその生活を保障するためには、労働者の失業防止を基本目標としなければなりません。そのためには、経済構造の変化に基づく長期的な雇用動向を的確に把握し、新しい職場の創造、職業訓練による衰退産業から成長産業へのスマートな職業の転換、失業者に対する十分な生活保障と再就職の場の確保など、積極かつ総合的な雇用保障政策を推進する必要がある 것입니다。

この観点から、政府にまず第一に要望したいこ

とは、このような総合的雇用保障政策を積極的に推進するための行政上の体制を整備することです。

次に、雇用安定資金の運用の問題について二、三点御質問いたします。

第一は、先ほどからも話がありましたが、労働各制度が官僚のなわ張りのためにばらばらに分断され、運用されている今日の雇用行政を体系立て、一元化する必要があるのです。

そこで、総理にお伺いいたしますが、総理は、

今日の雇用問題の深刻さの原因をどこにあると考

えられているのか。

また、雇用行政の一元化についてお伺いいたしました。

か、お伺いいたします。

次は、今回制度化されることになったと考

えられています。

わが党は、今日の雇用状況のもとで労働者の失

業を防止し、雇用の安定を図るために、この制

度は一步前進したものとして評価しているもので

あります。しかしながら、われわれがさきに述べたように、雇用政策は国の根本的課題として大局的見地から総合的、体系的に立てられるべきものであります。したがって、雇用安定事業を雇用保険の一事業として行うことには、その規模等から考えておのずと限界があるのではないかと疑問を挙げべきであると考えますが、大臣の見解はいかがでしょうか。

第二は、資金の中企業の適用に関する問題についてであります。

この事業により援助助成の対象となる教育訓練について、法定職業訓練に重点を置いているよ

うであります。しかし、法定職業訓練のみに限定された場合、その効果は限定されてしまうのであります。したがつて、中小企業については、法定職業訓練に限定せざるを得ません。労働四団体が共通して要求しているよう

に、定年を少なくとも六十歳まで延長すること

は、もはや今日では国民の合意であり、政府はそ

の実現のため具体的な政策の断行が強く望まれています。

第三は、雇用調整給付金支給の場合も問題とな

ります。このためには、諸外国で採用されている

の間のタイムラグの問題についてあります。

労働省は、不況業種の労働者の迅速な救済を図

るため、雇用調整給付金支給の経験にかんがみ、

このタイムラグの問題について今後どのように改

善していくつもりか、御見解を承りたいと思いま

す。

最後に、今日のみならず今後のわが国最大の

課題は、中高齢者の雇用問題であります。特

に、六十歳定年制の問題について、総理並びに労

働大臣にお伺いします。

わが国が急速に高齢化社会を迎え、定年延長が

強めていることは周知の事実であります。五十五

歳定年は、平均寿命が七十年を超えておる今日に

おいては、過去の遺物であると言つても差し支え

ないと思います。にもかかわらず、五十五歳定年

強めていることは周知の事実であります。五十五

歳定年は、平均寿命が七十年を超えておる今日に

おいては、過去の遺物であると言つても差し支え

し出の、次の者を第八十回国会政府委員に任命することを承認した。

人事官 愛川 重義

(政府委員任命)

一、去る七日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、七日議長において承認した愛川重義を同日

第八十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(兼任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

（兼任委員辞任及び補欠選任）

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員 大原 一三君 辞任

玉沢徳一郎君

小川 国彦君

柴田 鍾治君

吉浦 忠治君

中尾 栄一君

多賀谷真穂君

浅井 美幸君

玉沢徳一郎君

小川 国彦君

柴田 健治君

吉浦 忠治君

中尾 栄一君

多賀谷真穂君

浅井 美幸君

玉沢徳一郎君

小川 国彦君

柴田 健治君

吉浦 忠治君

中尾 栄一君

多賀谷真穂君

浅井 美幸君

玉沢徳一郎君

小川 国彦君

柴田 健治君

吉浦 忠治君

中尾 栄一君

多賀谷真穂君

浅井 美幸君

玉沢徳一郎君

工藤 晃君 大原 一三君 決算委員 辞任

春田 重昭君

矢野 純也君

春田 重昭君

中尾 栄一君

多賀谷真穂君

浅井 美幸君

玉沢徳一郎君

小川 国彦君

柴田 健治君

吉浦 忠治君

中尾 栄一君

多賀谷真穂君

浅井 美幸君

玉沢徳一郎君

小川 国彦君

柴田 健治君

吉浦 忠治君

中尾 栄一君

多賀谷真穂君

浅井 美幸君

玉沢徳一郎君

小川 国彦君

柴田 健治君

吉浦 忠治君

中尾 栄一君

多賀谷真穂君

浅井 美幸君

玉沢徳一郎君

小川 国彦君

工藤 晃君 大原 一三君 決算委員 辞任

春田 重昭君

矢野 純也君

春田 重昭君

中尾 栄一君

多賀谷真穂君

浅井 美幸君

玉沢徳一郎君

小川 国彦君

柴田 健治君

吉浦 忠治君

中尾 栄一君

多賀谷真穂君

浅井 美幸君

玉沢徳一郎君

小川 国彦君

柴田 健治君

吉浦 忠治君

中尾 栄一君

多賀谷真穂君

浅井 美幸君

玉沢徳一郎君

小川 国彦君

柴田 健治君

吉浦 忠治君

中尾 栄一君

多賀谷真穂君

浅井 美幸君

玉沢徳一郎君

小川 国彦君

文教委員 辞任

不破 哲三君

松澤 雄藏君

石橋 一弥君

津川 武一君

不破 哲三君

社会労働委員 辞任

利久君

山原健二郎君

松澤 雄藏君

石橋 一弥君

津川 武一君

利久君

山原健二郎君

松澤 雄藏君

石橋 一弥君

法律案(内閣提出第五六号) 文教委員会付託
獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

農林水産委員会付託

一、昨十日、予備審査のため参議院から送付され

た議案は次の委員会に付託された。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律等の一部を改正する法律案(宮

之原貞光君外七名提出、参法第四号)(予)

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木美枝子君外七名提出、参法第五号)(予)

以上二件 文教委員会付託

石炭鉱業復興基本法案(星野力君外三名提出、参法第三号)(予)

石炭対策特別委員会付託

一、去る四日、参議院に送付した本院提出案は次

のとおりである。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る四日、参議院に送付した本院提出案は次

のとおりである。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(板川正吾君外九名提出)

(議案撤回通知書受領)

一、去る九日、参議院から、一月十六日予備審査

のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律等の一部を改正する法律案(宮

之原貞光君外二名提出)

(質問書提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

航空法で指定される進入表等に係わる障害物の存在に関する質問主意書(小川国彦君提出)

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石野久男君提出関西電力㈱美浜原子力発電所第一号炉燃料棒折損事故に関する質問に対する答弁書

右の質問主意書を提出する。

関西電力㈱美浜原子力発電所第一号炉燃料棒折損事故に関する質問主意書

昭和五十二年二月十六日

衆議院議長 保利 茂殿 提出者 石野 久男

関西電力㈱美浜原子力発電所第一号炉燃料棒折損事故に関する質問主意書

木美枝子君外三名提出、参法第四号)(予)

以上二件 文教委員会付託

石炭鉱業復興基本法案(星野力君外三名提出、参法第三号)(予)

石炭対策特別委員会付託

一、去る四日、参議院に送付した本院提出案は次

のとおりである。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る四日、参議院に送付した本院提出案は次

のとおりである。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(板川正吾君外九名提出)

(議案撤回通知書受領)

一、去る九日、参議院から、一月十六日予備審査

のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律等の一部を改正する法律案(宮

之原貞光君外二名提出)

(質問書提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

航空法で指定される進入表等に係わる障害物の存在に関する質問主意書(小川国彦君提出)

(2) 予定スケジュールと実際に行つたものとの間に変更はなかつたか、変更があつたとすればどういう点についてか、変更の理由を示して欲しい。

(3) 通産省は、どのように定検に立ち会う予定であつたか、その予定は変更されなかつたか、変更があつたとしたら、それはどういう理由でか。

(4) 関西電力が燃料棒破損を発見した経緯について

(5) 関西電力は正確に何年何月何時何分にどのようにして燃料棒の破損を発見したのか、また通産省検査係官はそれに立ち会つたか。

(6) 関西電力は正確に何年何月何時何分にどのようにして燃料棒の破損を発見したのか、また通産省検査係官は立ち会わなかつたのか。

(7) 破損が発見されたとき、関西電力はどのような措置を講じたのか、そのとき通産省の係官は立ち会わなかつたのか。

(8) 関西電力が燃料棒破損を発見したときの立場は、立ち会わなかつたのか。

(9) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(10) この時の定検では、燃料棒についていかなる方法を用いてどのような検査が行われたのか、この検査に通産省の係官は立ち会つたのか。

(11) C 34 集合体についても全く同じ検査が行われたのか、それに通産省係官が立ち会つたのか、また、燃料集合体の検査結果は報告されているのか。

(12) 燃料棒についても全く同じ検査が行われたのか、それに通産省係官が立ち会つたのか、また、燃料棒の検査結果は報告されているのか。

(13) 燃料棒についても全く同じ検査が行われたのか、それに通産省係官が立ち会つたのか、また、燃料棒の検査結果は報告されているのか。

(14) 同定検時ににおける燃料交換(第一サイクルから第二サイクルへの移行)はあらかじめ予定されていたのか。

(15) 同定検時に燃料交換(第一サイクルから第二サイクルへの移行)はあらかじめ予定されていたのか。

(16) 同定検時に燃料交換(第一サイクルから第二サイクルへの移行)はあらかじめ予定されていたのか。

(17) 同定検時に燃料交換(第一サイクルから第二サイクルへの移行)はあらかじめ予定されていたのか。

(18) 同定検時に燃料交換(第一サイクルから第二サイクルへの移行)はあらかじめ予定されていたのか。

(19) 燃料棒破損について知つた経緯について

(20) 予定されていた燃料交換の作業計画はどうなつていたのか、実際の作業はどのように行われたか具体的に明らかにして欲しい。

(21) C 34 の三集合体それぞれについて交換した理由を詳しく説明されたい。

(22) 予定されていた燃料交換の作業計画はどうなつていたのか、実際の作業はどのように行われたか具体的に明らかにして欲しい。

(23) 予定されていた燃料交換の作業計画はどうなつていたのか、実際の作業はどのように行われたか具体的に明らかにして欲しい。

(24) 予定されていた燃料交換の作業計画はどうなつていたのか、実際の作業はどのように行われたか具体的に明らかにして欲しい。

(25) 予定されていた燃料交換の作業計画はどうなつていたのか、実際の作業はどのように行われたか具体的に明らかにして欲しい。

(26) 予定されていた燃料交換の作業計画はどうなつていたのか、実際の作業はどのように行われたか具体的に明らかにして欲しい。

(27) 予定されていた燃料交換の作業計画はどうなつていたのか、実際の作業はどのように行われたか具体的に明らかにして欲しい。

(28) 予定されていた燃料交換の作業計画はどうなつていたのか、実際の作業はどのように行われたか具体的に明らかにして欲しい。

(29) 予定されていた燃料交換の作業計画はどうなつていたのか、実際の作業はどのように行われたか具体的に明らかにして欲しい。

(30) 予定されていた燃料交換の作業計画はどうなつていたのか、実際の作業はどのように行われたか具体的に明らかにして欲しい。

(31) 煙線量を明らかにされたい。

(32) これららの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(33) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(34) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(35) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(36) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(37) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(38) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(39) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(40) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(41) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(42) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(43) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(44) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(45) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(46) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(47) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(48) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(49) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(50) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(51) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(52) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(53) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(54) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(55) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(56) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(57) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(58) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(59) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

(60) これらの経緯について、関西電力は定期検査報告書の中ではどのように報告しているか。

後更に本件について検討を重ねた結果、同社が当該事故について報告を行わなかつことは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第六十七条及び電気事業法第百六条の報告を怠つたものであると考え、同社に対し、更に次の措置を講ずることとした。

1 同社に対し、事故原因の詳細な究明及びこれに伴う事後措置が完了するまでの間、美浜発電所第一号機の運転再開を延期すべきことを指示する。

2 原子炉等規制法及び電気事業法の規定に違反した者であつて、主任技術者免状の交付を受けているものに対しても原子炉等規制法第四十一条第三項及び電気事業法第五十五条の規定に基づき、その免状の返納を命ずる手続をとることとする。

3 本件に関する当時の同社内の責任体制を明らかにし、その対応につき遺漏なきを期するよう2の措置と併せて指示する。

4 昭和五十二年二月三日付けをもつて同社に對し指示した事項については、早急にその措置を講ずるよう重ねて指示する。

なお、原子炉等規制法第六十七条及び電気事業法第百六条に係る違反の点については、既に三年間の公訴時効が完成しているため、現時点では、これを訴追することができない。

科学技術庁及び通商産業省においては、原子炉等規制法及び通商産業省においては、原子炉等規制法第六十七条及び電気事業法に基づき、定期検査、立入検査、報告徴収等を行うとともに、從来より原子力発電所における軽微な故障についても、これを報告し所要の措置を講ずるよう指導してきている。

しかしながら本件については、昭和四十八年以來同社からの報告がなく、適切な行政的対応が遅れたものであり、極めて遺憾である。

このため、科学技術庁及び通商産業省においては、次の措置を講ずることにより監督を強化する。

後更に本件について検討を重ねた結果、同社が当該事故について報告を行わなかつことは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第六十七条及び電気事業法第百六条の報告を怠つたものであると考え、同社に対し、更に次の措置を講ずることとした。

する所存である。

1 通商産業省においては、省内の配置転換を含めて電気工作物検査官の増強を図り、電気事業法に基づく定期検査の実施に関し、同検査官の立会回数及び立会い下における検査項目を増加する等定期検査の一層の充実を図ることとする。

2 科学技術庁及び通商産業省においては、原子力発電所に対する立入検査を強化し、保安規定の遵守状況、主任技術者の職務遂行状況等に関する監督に万全を期することとする。

3 科学技術庁及び通商産業省においては、原子炉設置者たる電気事業者に対する報告義務を遵守させることはもとより、運転上その他原子力発電所の工事維持及び運用に係る軽微な故障についても報告させるよう更に一層指導することとする。

4 安全性を確保しつつ原子力開発を円滑に進めていく上には、国民の信頼感を得つつ進めることが何よりも重要であるが、この意味において、本件が国民の原子力開発に対する信頼感にいささかも影響を与えるものであつてはならないと考える。

今後、かかることのないよう同社に対し、厳正な措置をとることとした次第である。

運転に関する経験を全体的に考えれば、本件によつて、直ちに同社の総合的な「技術的能力」を否定するまでに至るものとは考えられない。

四について

(1) 及び(2) 当初の予定では、昭和四十八年三月十五日に発電を停止して定期検査を実施したのち、同年五月二十九日に発電を再開することとしていたが、定期検査中に発見された蒸気発生器の細管減肉による修理作業に日時を要したため、同年八月十日になつて発電を開始した。

(3) 定期検査に要する業務量はぼう大であるため、その実施に当たつて、通商産業省においては、主要な検査項目について電気工作物検査官による立会検査を実施し、その他の検査項目については、電気事業者が自ら行つた点検及び測定の結果をチェックしている。

美浜発電所第一号機に係る昭和四十八年の定期検査においては、蒸気発生器、原子炉圧力容器、一次系配管等を中心�に当初予定した検査項目に従い、立会検査を実施した。

(4) 美浜発電所第一号機に係る昭和四十八年の定期検査においては、蒸気発生器、原子炉圧力容器、一次系配管等を中心�に当初予定した検査項目に従い、立会検査を実施した。

(5) 初回の同社から的事情聴取では明らかでないところによれば、同社が燃料棒破損を発見した経緯は次のとおりである。

(1) 昭和四八年四月四日二十一時三十五分ごろ、燃料体の炉心から燃料ブールへの移送作業中に同社の燃料管理担当者が双眼鏡により燃料棒に折損があることを発見した。

(6) 被覆管ペレット等の破片の回収作業は、つかみ工具及びエダクタ装置を用いて昭和四十八年四月十一日から十七日、同年五月十四日及び十五日並びに同年五月二十二日及び二十三日の三回にわたつて行われた。この作業に従事した作業員は十八人であった。

しかししながら本件については、昭和四十八年以来同社からの報告がなく、適切な行政的対応が遅れたものであり、極めて遺憾である。

このため、科学技術庁及び通商産業省においては、次の措置を講ずることにより監督を強化する。

1 通商産業省においては、省内の配置転換を含めて電気工作物検査官の増強を図り、電気事業法に基づく定期検査の実施に関し、同検査官の立会回数及び立会い下における検査項目を増加する等定期検査の一層の充実を図ることとする。

2 科学技術庁及び通商産業省においては、原子力発電所に対する立入検査を強化し、保安規定の遵守状況、主任技術者の職務遂行状況等に関する監督に万全を期することとする。

いことを確認した。

なお、(1)で述べたとおり、通商産業省の電気工作物検査官はこれに立ち会つていなかつた。

(3) 折損した燃料体C三十四は炉心のバッフル板のコーナー部に位置し、その二面がバッフル板と接している。C三十四を構成する燃料棒のうち、バッフル板の最コーナー部に位置しているもの一本が上端から下に約八センチメートル、その隣の一本が一番目と二番目の支持格子の間の部分から下に約九十七センチメートルにわたつて欠落していた。

なお、折損部分の寸法については昭和五十一年十二月以降通商産業省において調査した結果、判明したものである。

(4) 被覆管及びペレットの破片は、原子炉容器法兰部、炉心バッフル支持板、下部炉心支持板、原子炉容器底部等に散乱して発見された。

(5) 初回の同社から的事情聴取では明らかでないところによれば、同社が燃料棒破損を発見した経緯は次のとおりである。

(1) 昭和四八年四月四日二十一時三十五分ごろ、燃料体の炉心から燃料ブールへの移送作業中に同社の燃料管理担当者が双眼鏡により燃料棒に折損があることを発見した。

(6) 被覆管ペレット等の破片の回収作業は、つかみ工具及びエダクタ装置を用いて昭和四十八年四月十一日から十七日、同年五月十四日及び十五日並びに同年五月二十二日及び二十三日の三回にわたつて行われた。この作業に従事した作業員は十八人であった。

(7) 回収作業中の作業現場における空間線量率及び一次冷却水の全放射能濃度は、それぞれ三ないし五ミリシルトゲン毎時、千分の四マックロキューリー毎立方センチメートル前後で

あり、回収作業中及びその前後を通じて特段の変化は認められなかつた。

なお、定期検査中においては原子炉の運転を停止していただけ特に一次冷却水の核種分析は実施していない。

(8) 美浜発電所第一号機は、昭和四十八年三月に原子炉の運転が停止され、定期検査のための作業が開始された。

定期検査中に同発電所第一号機に係る作業を行つた者の被曝線量は別表第一に示すところである。なお、同年四月から五月にかけて行われた回収作業に従事した者の被曝線量は別表第二に示すところである。

(9) 同社が定期検査に際して提出した文書には、上記(1)から(8)までの経緯は記載されていない。

六について

昭和四十八年の定期検査においては、燃料検査として、炉心に装荷されていたすべての燃料体についてペリスコープ又は水中テレビによる外観検査及びシッピング法による漏えい検査を同社に実施させ、同社から報告された結果を通商産業省においてチェックすることとしていた。このため、通商産業省の電気工作物検査官はこの燃料検査には立ち会つていなかつた。同社は、C三十四を含め百二十一体の燃料体についてこれらの検査を実施した結果、第一領域の四十一体中二十体にコラップス(つぶれ)、第一領域の四十一体中三体、第三領域の四十体中一體に漏えいがある旨通商産業省に報告した。

七について

昭和四十八年の定期検査時に第一領域の燃料体四十一体のうち中心燃料体を除く四十体について燃料交換を行うことがあらかじめ予定されていたが、右の六について述べたように、第一領域の一部の燃料体にコラップス又は漏えいが認められたため、第一領域の燃料体四十一体すべてを取り替えるとともに、第三領域C三十

三燃料体に漏えいが認められたため、C三十三

燃料体及びこれと対称の位置にあつたC三十三燃

料体を取り替えた。

このほかに、昭和四十八年当時同社から通商

産業省に対して行われた報告では、C〇九燃料

体を中心燃料体として用いることとしたため、これと対称の位置にあつたC三十四燃料体を取

り替えたとしている。

なお、燃料体の装荷作業は、昭和四十八年四月十九日から四月二十六日にかけて行われる予定であつたが、実際の作業は同年六月十八日から六月二十三日にかけて行われた。

八について

(1) 本件については、昭和四十八年以来同社からの報告がなく、通商産業省においては昭和五十一年十二月三日に行つた立入調査によつて初めてその実態を承知したものである。

(2) 及び(4) 通商産業省においては、まず、昭和四十八年当時の一次冷却水中の放射能濃度等について、昭和五十一年八月二十五日の衆議院科学技術振興対策特別委員会における石野委員の質疑の後直ちに同社に対し資料の提出を指示し、同年九月二十四日に同社から受理したデータを検討したところ質疑において指摘されたような燃料溶融事故の発生は認められなかつた。

次いで、燃料体の損傷の有無を確認するため、目視による外観検査のほか、ペリスコープ及び水中テレビにより、使用済燃料の詳細な調査を行うこととし、十月から十一月にかけて作業員の手配、調査機器の組立て及び据付け等にとりかかるよう指示した。また、その際水中に置かれた使用済燃料の外観検査の一環として写真撮影をも行い得るよう、水中照明の据付けを行うとともに、水面の波を抑える方法を検討させた。

他方、この間において詳細調査を最も効果的に行つたため必要な水中テレビについては既に生じたピンホールは、燃料棒の製作時に被覆

存の装置が不調であることが判明したため、その修理の可能性を検討させるとともに、既に新規に発注済みであつた装置の納入時期の繰上げを図らせることとした。

この結果水中テレビについては既存装置の修理は困難であり、同年十二月末に繰上げ納入されることとなつた新しい装置を待つ以外に方法がないことが十一月末に明らかとなつたため、とりあえず十二月三日に立入調査を行つた。外観検査及びペリスコープによる観察を実施したものである。

(3) 同社は、通商産業省の立入調査までの間、燃料溶融事故については明確に否定しており、また、燃料体の損傷事故については何らの説明も行わなかつた。

同社は本件燃料体の損傷事故を発見した際、当時美浜発電所に来所していたW.H.社の技術者を通じてこれをW.H.社に報告している。その結果、W.H.社から、スペインのブリタ発電所における燃料体の損傷事故と同様に、本件がバッフル板の隙間からの水流によつて生じたものであるとの連絡を受け、昭和四十八年五月十九日から二十一日までの間、水中遠隔操作によりエアハンマーを用いてバッフル板の間隙を調整した。これらの経緯については、昭和五十一年十二月三日に行われた通商産業省の立入調査以前には、同社から、通商産業省に對し何らの報告もなくその後の同社からの事情聴取において初めて報告されたものである。

本件と同様の事故については、右に述べたスパンのゾリタ発電所のほか、昭和五十年末にアメリカのボイントビーチ発電所においても発見されており、我が国でも昭和五十一年十一月に同社高浜発電所第二号機の定期検査中に発見されている。

なお、美浜発電所第一号機のC三十三燃料体

管内に混入した湿分が原子炉の運転中に被覆管の材料として用いられているジルカロイを水素化、脆化させたことによるものであると考えられる。

十並びに十二(5)及び(6)について

美浜発電所では、運転中は原子炉出口から一次冷却水の試料を採取して、全放射能の濃度については一日一回、よう素百三十一の濃度及び

同位体比については週二回測定するほか、必要に応じ核種分析を実施し、これを記録している。昭和四十五年十一月の営業運転開始から昭和四八年三月の定期検査開始までの記録によれば、その大部分の期間において運転中の一次冷却水中の全放射能の濃度は五ないし一〇マイクログラム/ミリリットル、よう素百

三十一の濃度は〇、一マイクロキュリー/毎立方センチメートル前後、よう素の同位体比は十分の一前後で推移しており、美浜発電所の保安規定に定められている運転中の一次冷却水中のよう素百三十一の濃度の限界五マイクロキュリー/毎立方センチメートルを十分に下回つている。

これらの記録からみて、特に昭和四八年に一次冷却水中の放射能濃度が上昇したことは認められないが、現在運転中の他の発電用原子炉に比べ、比較的高い水準で推移していることは事実であり、これは、C三十四燃料体の損傷及び六について述べたような燃料体四体の漏えいによるものと推定される。

また、昭和四八年一月によう素百三十一のピーカーが記録されているが、同じ時期の全放射能の濃度には特に変化が認められないで、この時点において燃料体の急激な損傷事故が生じたものとは考えられない。

なお、本件燃料体の損傷が生じ、一次冷却水中に放射能の放出があつた時点については、これらの記録のみからは推定し難く、現在詳細調査を継続中である。

(1) 気体及び液体廃棄物については、各々その放出源、すなわち排気筒及び排水口において、セシタにより放射能濃度を常時監視している。また、発電所の敷地境界付近では、セシタリングポストを設け、当該地点の外部線量率を監視している。これによつて放出された放射性物質の濃度が周辺監視区域境界において、法令等で定められている基準を下回つてゐることを確認している。

(2) 美浜発電所放水口周辺のホンダワラ中のコバルト六十及びマンガン五十四については、同発電所からの排液による寄与があるものと考えられる。なお、このホンダワラ中のコバルト六十及びマンガン五十四の量は極めて微量であり、環境安全上問題はないと考えてい。

(3) 美浜発電所第一号機からの放射性液体廃棄物の核種別の放出状況は別表第三に示すとおりである。

(4) 原子力発電所からの放射性廃棄物の放出については、(1)で述べたとおり、放出源において監視を行つており、安全監視上、問題はないと考えてい。

十一(2)おのれどもじこ

別表第1

美浜発電所第1号機における第2回定期検査期間中(昭和48年3月15日～7月31日)の

作業者の被曝線量	人 数(人)	総被曝線量(ミリレム) レム/人)	平均被曝線量(ミリ レム)	0.01レム 以上 未満	0.13レム 以上 未満	0.4レム 以上 未満	1.3レム 以上 未満	3レム 以上 未満	3レム 以上	合 計
社 員	225	46,975	208.8	0	9	4	0	0	0	13
社 員 外(下請等)	1,497	498,871	333.2	1	2	2	0	0	0	5
計	1,722	545,846	317.0	1	11	6	0	0	0	18

美浜発電所第1号機の昭和四十八年の定期検

査について、原子力発電技術顧問会において、昭和四十八年三月に当該定期検査において、重点を置くべき事項等に関する検討を行い、そ

の後四月から十月まで六回にわたつて、定期検査結果等に關して検討を行つてある。

その際、燃料についてはコラップスヒート、ペントの稠密化による影響等、蒸気発生器について、蒸気発生器の運転計画等の検討資料が提出されている。

なお、定期検査に關する資料の一覧として、次冷却材放射能濃度(44.素四三十一)の推移と関する資料が提出され、これに基づいて検討が行われたが特に問題とされなかつた。

十三(2)おのれどもじこ

原子炉等規制法は、発電用原子炉の設計及び工事の方法等に係る安全規制について同法の適用を除外し、電気事業法によるものとしているが、これば、二重規制を避けるふらむとし、原子炉を含めた原子力発電所を構成するやぐらの電気工作物に係る安全規制を一括して電気事業法に基づいて行つたための措置であつて、安全性確保の点で問題があるとは考へてはだ。

右答弁する。

別表第2

回収作業従事者の被曝線量

	人 数(人)	総被曝線量(ミリ レム)	平均被曝線量(ミリ レム/人)	0.01レム 以上 未満	0.13レム 以上 未満	0.4レム 以上 未満	1.3レム 以上 未満	3レム 以上 未満	3レム 以上	合 計
社 員	13	1,592	123	0	9	4	0	0	0	13
社 員 外(下請等)	5	469	94	1	2	2	0	0	0	5
計	1	11	6	0	0	0	0	0	0	18

上記被曝線量の分布(人)

上記被曝線量の分布(人)

別表第3

美浜発電所第1号機からの放射性液体廢棄物の核種別の放出状況(昭和48年)

月 日 単 位	1 ~ 3月		4 ~ 6月		7 ~ 9月		10 ~ 12月	
	放出量 mei	排水口 平均濃度 μci/cc	放出量 mei	排水口 平均濃度 μci/cc	放出量 mei	排水口 平均濃度 μci/cc	放出量 mei	排水口 平均濃度 μci/cc
Cr — 51	0.02	3.4×10^{-4}	0.01	2.6×10^{-4}	0.20	4.9×10^{-3}	0.02	9.3×10^{-4}
Mn — 54	0.11	2.4×10^{-3}	0.05	1.6×10^{-3}	0.39	9.8×10^{-3}	0.08	4.4×10^{-3}
Fe — 59	0.10	2.2×10^{-3}	0.003	1.1×10^{-4}	0.05	1.3×10^{-3}	0.12	6.7×10^{-3}
Co — 58	0.40	8.5×10^{-3}	0.23	7.7×10^{-3}	0.42	1.0×10^{-2}	0.66	3.7×10^{-2}
Co — 60	0.18	4.0×10^{-3}	0.23	7.6×10^{-3}	0.34	8.5×10^{-3}	0.30	1.7×10^{-2}
I — 131	0.05	1.2×10^{-3}	1.06	3.5×10^{-2}	1.24	3.1×10^{-2}	0.83	4.7×10^{-2}
Cs — 137	0.02	3.7×10^{-4}	0.68	2.3×10^{-2}	0.93	2.3×10^{-2}	0.63	3.5×10^{-2}

1、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員渡辺三郎君提出株式会社今間製作所

の労使紛争に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木強君提出弁護士会及び弁護士に

対する登録免許税の不当課税の是正に関する質

問に対する答弁書

株式会社今間製作所の労使紛争に関する質問に対する答弁書

昭和五十二年一月十六日

提出者 渡辺 三郎

衆議院議長 保利 茂殿

株式会社今間製作所の労使紛争に関する質問

1、会社は去る昭和五十二年十月二十六日、山形

地裁鶴岡支部に、会社更生法の申請を行つた

が、それ以来労使の紛争が激化している。

そこで、支部並びに支部の上級団体である全

山形県鶴岡市泉町四一六に本社並びに工場を置

き、主として農機具の生産と販売を行つてゐる株

式会社今間製作所(以下「会社」という)と、総評全

国金属労働組合山形地方本部今間製作所支部(以

下「支部」という)との労使紛争につき、以下の諸

点について質問しますので、労働大臣、法務大

臣、通産大臣の御見解を賜りたい。

1、会社は去る昭和五十二年十月二十六日、山形

地裁鶴岡支部に、会社更生法の申請を行つた

が、それ以来労使の紛争が激化している。

そこで、支部並びに支部の上級団体である全

更生会社今間製作所保全管理人殿

住所

十一、以下「金金」といふ)が、東京都地方労働委員会、山形県地方労働委員会、鶴岡労働基準監督署並びに山形地裁鶴岡支部に、不当労働行為救済申立、労働基準法違反の申告並びに身分保全の仮処分申請などを行つたと聞いて いるが、その進行・処理状況、結果を明らかにされたい。

まだ、この申立には会社のみでなく銀行なども対象にされて いるといわれるが、いかなる内容なのか明らかにされたい。

11、山形地裁鶴岡支部高木判事は、昭和五十二年一月十日、会社の要請に応じて支部組合員を集め、支部は人員整理を認めよといふような発言をなし、選配賞金の早期支払、首切合理化に対するという全金並びに支部の方針に不當に介入したといわれているが、その事実関係を明らかにされたい。

その際の高木判事の発言内容のすべてが支部の「チーク」にとられて いるというが、その点も併せて明らかにされたい。

そこで、高木判事の発言内容のすべてが支部の「チーク」にとられて いるというが、その点も併せて明らかにされたい。

III 山形地裁鶴岡支部より任命された細田保全管

理人(埼玉県桶川市西二丁目九番三十七号)、マ

メトラ農機株式会社社長、以下「管理人」とい

う)は、就任すると、まず次のような誓約書の提出を支部組合員に求めた。

誓約書

株式会社今間製作所の労使紛争に関する質問

主意書

右の質問主意書を提出する。

氏名

私は更生会社株式会社今間製作所の一日も早い

再建の為下記の誓約を致します。

一、上部団体への加入は致しません。

二、外部団体の役職にはつきません。

三、更生完了まで組合活動(争議行為)は致しません。

(右原文のまま、但し原本は横書)

四、会社で行う人事異動には従います。

(右のような誓約書の提出を強要する)とはば、

憲法、労働組合法に違反した行為であり、ま

た、黄大契約として禁じられていると思つがどう

うか。

併せて、裁判所の任命する管理人のかかる行為がゆるされるものか、見解を明らかにされたい。

四、管理人は、支部と会社との間に、協議、同意約款の協定があるにもかかわらず、支部となんら協議せず、昭和五十二年一月三十一日付で、支部組合全員の「解雇」を行つた。

また、解雇通告書のなかで「裁判長(高木判事)からもとくと説明した通り」と述べ、裁判官自らが組合員の解雇通告に介入したといわれているが、その事実について明らかにされたい。

五、管理人に解雇権があるかないかについては、昭和四十二年七月、会社更生法の改正に当たつて、全金本部庶務課で行われた協議(法務省側)

より宮脇参事官、時岡検事が出席、全金側より平沢業対部長が出席、総評弁護団側より根野泰二弁護士ほか数名出席した結果、法務省より文書で全金側に次のような回答を行つてある。その内容は「保全管理人……会社の常務に属する行為、すなわち経常的な業務行為しかすることができないから、お尋ねのような人員整理をすることはできないと考える」と明確な解釈をしている。

さらに、第五十五国会参議院法務委員会議事録第十六号（昭和四十二年七月二十日）によれば、亀田得治委員の質問に対し、法務省新谷民事局長も、明確に「保全管理人は人員整理ができない」と答弁している。

従つて、高木判事、細田保全管理人の行為は、右の解釈に照らして明らかに反していると思われるがどうか。見解を賜りたい。

六 管理人は、支部との団体交渉のなかで、支部

組合員に対する未払賃金（昭和五十一年夏季手当、同年十一月、十二月分給料、昭和五十二年一月分給料）を支払う意志のないことを明らかにしているが、裁判所が任命した管理人として、この態度は妥当なものかどうか見解を明らかにされたい。

七 今間製作所の倒産会社更生法の申請は、山形県下の地場企業として最大のものであるため極めて深刻であり、その及ぼす影響も多大なものがある。

この再建対策について、政府はどのような方針をもつているか明らかにされたい。

併せて、当面はこの労使紛争の解決こそ最大の対策と考えられるが、政府の見解と方針を示されたい。

右質問する。

昭和五十二年三月八日

内閣総理大臣 福田赳氏

衆議院議長 保利茂殿

衆議院議員渡辺三郎君提出株式会社今間製作所の労使紛争に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員渡辺三郎君提出株式会社今間製作所の労使紛争に関する質問に対する答弁書

一について

1(1) 総評全国金属労働組合（以下「全国金属」という。）は、昭和五十一年十一月七日、東京都地方労働委員会（以下「東京地労委」という。）に対し、株式会社今間製作所（以下單に「会社」という。）及び株式会社荏内銀行を被申立人として、労働組合の運営への支配介入の禁止等の救済を求める不当労働行為救済申立てを行つたが、東京地労委では、昭和五十二年二月末現在（以下單に「現在」という。）右申立てについて調査を

行つているところであると聞いている。

(2) 総評全国金属労働組合山形地方本部今間製作所支部（以下「今間製作所支部」といいう。）は、昭和五十二年一月三十一日、山形県地方労働委員会（以下「山形地労委」という。）に対し、会社を被申立人として、解雇の撤回、労働組合の運営への支配介入の禁止等の救済を求める不当労働行為救済申立てを行つたが、山形地労委では、現在、右申立てについて調査を行つてあると聞いている。

2

昭和五十一年十月から昭和五十二年二月までの間に、今間製作所支部の役員等から鶴岡労働基準監督署に対し、計五件の労働基準法違反の申告があつたが、同労働基準監督署では、会社に対して臨検監督を実施したところ、これら五件について労働基準法第二十三条、第二十四条又は第二十六条に違反する事実が認められたので、これを是正するよう勧告したところである。その結果、現在までのところ、一件の申告に係る事項については是正され、その他の事項については、会社から同労働基準監督署に対し是正計画書が提出されているところである。

3(1) 今間製作所支部は、昭和五十一年十二月八日、山形地方裁判所鶴岡支部（以下「山形地裁鶴岡支部」という。）に対し、会社を被

請事件を提起したが、右事件は、現在、山形地裁鶴岡支部に係属中であると聞いている。

(2) 今間製作所支部の組合員二百八十四名は、昭和五十二年二月十日、山形地裁鶴岡支部に対し、会社を被申請人として、従業員地位保全仮処分申請事件を提起したが、右事件は、同月二十六日、取り下げられたと聞いている。

二について

会社は、昭和五十一年十月二十六日、山形地裁鶴岡支部に対し、会社更生手続開始申立事件を提起し、昭和五十二年一月十日、相当裁判官が、会社の経営、工場の操業状況等を把握するため現場に赴いた際、会社内において、従業員らに対し、会社更生手続等について説明した事実はあるようになっており、政府としては、

右以上のことは承知していない。

三について

労働組合法は、使用者に対し、労働者が労働組合に加入し、又はこれを結成しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたこと等を理由としてその労働者に対して不利益な取扱いをすること、労働者が労働組合に加入しないこと等を理由としてその労働者に対する不利益な取扱いをすること等を不当労働行為として禁じてある（同法第七条）。

会社更生手続における保全管理人についても

不當労働行為が許されることはもちろんあるが、御質問に係る保全管理人の行為が右の不当労働行為に当たるかどうかについては、労働委員会あるいは裁判所が判断すべきことであるので、政府としてとかくの見解を述べることは差し控えたい。

七
に
つ
い
て

としてとかくの見解を述べることは差し控えたのである。

会社は、昭和五十二年一月二十八日付け文書をもつて、従業員全員に対し、同月三十一日付で解雇する旨通知したが、同年二月二十五日、今間製作所支部及び従業員に対して右通知を撤回する旨表明したと聞いている。

としてとかくの見解を述べることは差し控えた
七について
会社の再建対策については、現在山形地裁審
議部において更生手続開始の決定の可否につ
き審理中であるので、政府としては、その審理
の行方を見守っているところである。
また、政府としては、会社の再建が円滑に行
われるためには、労使の理解と協力が重要であ
ると考えており、そのため、労使紛争について
は、労使当事者の自主的解決への努力に期待し
つつ、山形県当局と連絡のうえ、労使の話し合
いを促進する等紛争の早期かつ円滑な^{なま}解決のため
に努力して参りたい。

いわゆる人員整理を企画し、実施すること
は、会社更生法第四十条第一項ただし書にいう
「会社の常務に属しない行為」に該当し、同項た
だし書の規定により裁判所の許可を要するもの
と解されるが、政府としては、御質問に係る保
全管理人等の具体的な事件処理の当否について
は、裁判所に係属中の事件に関することでもあ
るので、とかくの見解を述べることは差し控え

たい。
べについて

御質問に係る保全管理人の態度の当否については、五についての答弁と同様の理由で、政府

日本弁護士会及び弁護士に対する登録免許税の
不当課税の是正に関する質問主意書

弁護士会及び弁護士に対する登録免許税の不
当課税の是正に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

としてとかくの見解を述べることは差し控えた
七について
会社の再建対策については、現在山形地裁審
議部において更生手続開始の決定の可否につ
き審理中であるので、政府としては、その審理
の行方を見守っているところである。
また、政府としては、会社の再建が円滑に行
われるためには、労使の理解と協力が重要であ
ると考えており、そのため、労使紛争について
は、労使当事者の自主的解決への努力に期待し
つつ、山形県当局と連絡のうえ、労使の話し合
いを促進する等紛争の早期かつ円滑な^{なま}解決のため
に努力して参りたい。

う。)の別表第二に「非課税法人」として規定されなければならないところ、これが規定もれになつてゐるため、その所有不動産の登記につき登録免許税(以下単に登録税という。)を不当に課税されたり、また、日弁連は、弁護士法の施行の日から弁護士の登録に関する一切の権限の委譲を受けると同時に、旧登録税法第七条の定める弁護士登録税の課税権限も委譲されたので、右「登録税」「登録料」という名称に変更して、これを徴収してきたのであるから、日弁連が同会がなす弁護士登録につき、更に弁護士登録免許税(以下単に弁護士登録税という。)を徴収することは、登録料のほかに、登録税を二重に課税することになつて不适当であるところ、日弁連は、昭和三十八年四月一日から右登録税を不当に徴収してきたのであるが、同会の税務対策委員会は、昨年十月三十日同会会

のではないかと思料するところ、疑問の点がある
ので、政府の見解を伺いたい。
しかして、政府及び弁護士の弁護士法に対する
無理解は、弁護士法が衆議院の議員立法として成
立したこと及び弁護士法についての解説書がなか
つたことに基因するものと考えられるので、政府
の親切な答弁を願いたい（なお、解説書について
は、当時、衆議院法制局にあつて、弁護士法の立
法に参画した福原忠男弁護士著の「弁護士法コン
メントアル」が昨年五月に発行されたので、私の
質問は容易に理解されるものと考える。）。

限の委議を受けた職能公共団体であるから、政府は、日弁連等を当然に登録税法第四条第一項の別表第二に「非課税法人」として規定しなければならないところ、これが規定をもらしたので、これを改正して、同会に対する不当課税を是正しなければならないものであると考えるが、どうか。

一 弁護士法は、国民の基本的人権を擁護する

長に対し、「旧登録税法第七条の規定は、昭和二年十四年の弁護士法の全部改正にあたつて、当然に削除さるべきであつたが、立法技術上の都合から、たまたま削除もれになつていたものであるから、右現行法の弁護士登録税の規定は削除されなければならない。」旨の答申をなし、右答申は昨年

で、これを改正して、同会に対する不当課税を是正しなければならないものであると考えるが、どうか。

十二月二十七日大蔵省に提出された。

権を与え、國家作用を離脱して、日弁連に
対し、行政機關の権限から、弁護士の登録

かに改正して、これが是正をしなければならないものと考えられるが、右不當課税の原因は、政府が弁護士法の規定に基づく行政に関する職務権限を有しないことに基因する同法の無理解によるも

権、監督権、懲戒権及び弁護士名簿管理権を、司法機関の権限から、弁護士の登録及び懲戒に対する第一審の準司法裁判権（弁護士法第十六条及び第六十二条）を移譲して、日

昭和五十一年三月十一日 衆議院会議録第十号 朗読を省略した議長の報告

弁連等が、内閣及び裁判所から独立した国の行政機関として、その権限を自治行政によつて執行することができるようとしたもので、いわゆる四権分立制度を確立したものである。と解されているが、右のこと及び次のことは正しいと考えるが、どうか。

(+) 弁護士法は、國家作用を立法権、行政

権、司法権及び弁護士自治権の四権に分割して、いわゆる四権分立制度を確立したるものである。

(+) 日弁連の職務権限の質量は狭小であるが、その地位は、國の三権に対立して、国民の側に立つて、国会、内閣及び最高裁判所に対し、平等の高さにおいて並立することができた職務権限を有するものであつて、國が弁護士法で設立した自治行政機関である。

(+) 日弁連等は、我が國唯一の職能公共団体として、地方公共団体と並立する自治団体であるが、日弁連が、全國にわたる権限を有すること及び第一審裁判権を有する点において、地方公共団体より高度の自治団体である。

(+) 弁護士会がなした資格審査及び懲戒処分に対しても「行政不服審査法に基づき日弁連に対し、審査請求をすることができる。」

(+) 同法第十二条及び第五十九条と規定されているが、右規定は、右処分が國の行政機

関である弁護士会がなした行政処分であることを明確にした規定である。

(+) 仮りに、前記の「四権分立制度」及び「職能公共団体」の考え方におかしいのであるならば、どのように解釈することが正当であるか。

(+) 日弁連等の会長、副会長、資格審査委員会委員及び懲戒委員会委員は、「法令によつて公務に従事する職員とする。」と規定されているが

(同法第三十五条、第五十条、第五十四条及び第七十一条)、これは、日弁連等の右職員が、國から委議を受けた権限に基づいて、國の行政を執行する職能公共団体の職員であるからであつて、弁護士法は右職員を「職能公務員」として規定されたものであると考えるが、右のこと及び次のことは正しいかどうか。

(+) 我が國には、國家公務員、地方公務員及び職能公務員の三種の公務員が存在する。政府は、日弁連等に約一、五〇〇名の職能公務員がいること及び「職能公務員」と「みなす公務員」とを区別することを意識していなかつた。

(+) 登録税法は、「みなす公務員」の法人である公社、公團等を非課税法人と規定しているのであるから、真正の「公務員」の法人である日弁連等を「非課税法人」と規定することは、当然の事理である。

(+) 法人税法は、日弁連等を第二条の別表第一に規定していない(第二十五条及び第二百九十六条)。

(+) 法人事業税では、「公益法人」として収益事業の所得に対して課税すると規定してい

る「公益法人」に規定しているが、これは誤り

であつて、同条の別表第一の「公益法人」に規定するのが正当であると考えるが、どうか。

仮りに、日弁連等が「公益法人」であるならば、その理由は何か。

(+) 政府は、各種税法において、日弁連と日本税理士連合会(以下単に日税連という。)とを並記して「同等の公益法人である。」と規定しているが、日税連が税理士名簿の管理をして

いるのは、「行政事務の委任」に基づいて管理しているのであるから、同会は公益法人であ

るが、日弁連は「國の行政権限の委譲」に基づいて弁護士名簿を管理しているのであるから、同会は公共法人であると考えるが、どう

か。

五 政府は、地方税法において、日弁連等につき、次のとおり、誤った規定をなし、又は、これを非課税の範囲に規定していない(規定していないことは納稅義務者であることである)が、右は、政府が、日弁連等の存在及び日弁連等が「公共法人である。」ことを意識していなかつた結果に基づく誤りであると考えるが、どうか。

六 日弁連等は、前記のような事情で、公務所である日弁連等が所有する建物及び土地に対し、不動産登記の登録税、不動産取得税、固

定資産税及び都市計画税等の納稅を不當に強制されて、大変苦労してきたが、政府は、日

弁連等から、右苦労の軽減につき申入れを受けたことがあつたか。

七 そこで、政府は、差当り頭書のとおり、登

録免許税法を改正して、日弁連等に対する不当課税を是正するのが相当であると考える

が、どうか。

(+) 第二 登録税法は、第九条の別表第一の二十三の

(+) において、弁護士の登録につき一件二万円の登録税を課する旨を規定しているが、右規定は弁護士法が施行された昭和二十四年九月一日か

ら、日弁連が登録税の課税権限に基づいて、從前の登録税と同額の登録料を徴収することにし

た結果、旧登録税法(以下単に旧法という。)第七条の弁護士登録税の規定は死文化したのに、同条が削除されることなく存置されていたたため、これをそのまま、新登録税法で引き継いだ

る(第七十二条の五)。

(+) 不動産取得税(第七十三条の三及び四)、自動車税(第一百四十六条)、固定資産税(第三百四十八条)、自動車取得税(第六百九十九条の四)及び都市計画税(第七百二条の二)で非課税

ものであるから、政府は、これを削除して、日弁連の登録料に対し、登録税が二重課税になつてゐる不当な事実を是正しなければならないと考えるが、どうか。

一 旧登録税法第七条の弁護士登録税の規定は、昭和二十四年の弁護士法の全部改正にあたり、その附則で当然に削除されるはずのものであつたが、弁護士法の改正が衆議院の議員立法として提出されたため、右登録税の改正を弁護士法の附則で改正するためには、その法律案を大蔵委員会にもかけなければならぬといふ立派技術上の困難があつたため、ともかくも、弁護士法を成立させることを優先させることにしたものであつて、登録税法における弁護士登録税の規定の削除については、次期通常国会において、政府が改正することにしたとのことであるが、どうか。

二 新弁護士法の制定によつて、昭和二十四年九月一日から、次のような事実があつたが、あつたとしても、政府はこれを認識しなかつたのか、どうか。

このような質問は、誠におかしな質問であるが、弁護士登録税の二重課税が、誠におかしな事情で、昭和三十八年四月一日から発生したので、その不当を明らかにする必要上、質問する次第である。

(一) 弁護士登録税の課税の権限は、昭和二十四年九月一日に國から日弁連に委譲された

ので、日弁連は、同日から弁護士登録税の課税主体となつた。

(二) 日弁連は、弁護士登録税の課税権限に基づき、前同日から、日本弁護士連合会会則第二十三条において、「登録税」を「登録料」という名称に変更して、旧登録税と同額の登録料を徴収することとして、新規登録三千円、登録換一千円及び取消の請求百二十円を徴収することにした。

(三) 旧登録税法第七条の弁護士登録税の規定(以下単に旧法第七条の規定といふ。)は、前同日から死文化した。

(四) 仮りに、政府が「旧法第七条の規定は死文化したものでない」と断定していたのであるならば、右断定の時期及び理由を伺いたい。

国 政府は、昭和二十五年の第七回通常国会において、旧法第七条の規定を法律改正によつて削除することを失念した。

内 大蔵省は、旧法第七条の規定が存在していたため、日弁連が弁護士登録税を徴収していたものと見て、昭和二十九年ごろから、日弁連に対し、歳入予算見積書及び歳入決算報告書(以下これらを単に歳入報告書類という。)の提出方を請求した。

(四) 日弁連は、弁護士登録税を徴収していないので、大蔵省の請求に対し、歳入報告書類を提出しなかつた。

(八) 日弁連は、大蔵省が、その後も歳入報告書類の提出を求めてきたので、会員岡部勇二君の要請により、昭和三十六年四月「登録税法研究委員会」を設置して審議した結果、

右会員の主張する「旧法第七条の弁護士登録税の規定は、削除されるべきである。」との意見は採択されたが、日弁連は、政府に對し、これが改正の進捗をしなかつた。

(九) 弁護士岡部勇二君は、登録税を納付しないで登録をしたので、昭和三十七年八月、國を被告として東京地方裁判所に同席昭和三十七年(行)第八九号登録税法無効確認等請求事件をもつて、登録税債務不存在等の確認の訴を提起したが、昭和三十八年十一月右訴は棄却された。

(十) 右事件は、同君が上訴したので、昭和三十九年(行)第五〇号上告事件で最高裁判所に係属したが、昭和四十二年八月二十四日に棄却された。

(十一) 前記訴訟において、國は「所轄の練馬税務署長は、日弁連からの通知がなくとも、原告から登録税法に従つて登録税三千円を徴収することができる。」といふおかしな、かつ不當な主張をして勝訴したが、結局、原告から右三千円を徴収しなかつた。

(十二) 日弁連は、昭和三十八年九月一日から昭和五十二年二月十五日までの間に、弁護士の新規登録において、六、八八三名の会員から、合計一億二三六万一千円の登録税を不适当に徴収したが、政府は、この金額につき各年度の予算、決算の金額に計上したか。計上したとすれば、どこの省庁のいかなる科目に計上したか。

(十三) 日弁連は、大蔵省からの照会に対し、全體理事者会議の決議だけで、昭和三十八年四月一日から、登録料五千円のほかに、何

等の権限なくして、弁護士登録税三千円を不适当に徴収することにしたので、登録税の二重課税の事実が発生した。

(十四) 日弁連は、前同日から登録税の不适当徴収をはじめたが、当時から現在に至るまで、歳入報告書類を提出しなかつたので、大蔵省は、弁護士登録税の各年度額を認識できなかつた。

(十五) 結局、日弁連は、はじめの十四年間は弁護士登録税を徴収しなかつたし、その後の十四年間はこれを徴収したのであるが、政府は、この事実を認識していたか。認識したとすれば、いつ頃、いかなる方法で認識したか。

(十六) 弁護士登録税は、収入印紙をもつて日弁連に納付するため、政府は、これが納付について、全く関知しなかつた。

(十七) 三 日弁連は、昭和三十八年九月一日から昭和五十二年二月十五日までの間に、弁護士の新規登録において、六、八八三名の会員から、合計一億二三六万一千円の登録税を不适当に徴収したが、政府は、この金額につき各年度の予算、決算の金額に計上したか。計上したとすれば、どこの省庁のいかなる科目に計上したか。

(十八) 現在の登録料は、増額されて、新規登録三万円、但し司法修習を終え引き登録する者は一万五千円、登録換六千円、登録事項の変

更三千円及び弁護士の請求による登録取消手続等」という。)に弁護士法(以下「法」という。)が、政府は、右登録料の増額をいかなる方法で認識したか。また、その増額の適否につき判断したことがあつたか。

五 以上の事実によると、弁護士登録税の課税率は、弁護士法によつて日弁連に委譲されたので、政府は全く閑知しないしたものと考へられるので、弁護士登録税の規定は削除されるのが、相当であると考えるが、どうか。

六 払りに、弁護士登録税の規定を削除するところが相当でないとするならば、次のことにについて伺いたい。

(一) 昭和四十二年の登録免許税の制定のとき、旧法第七条の弁護士登録税のうち、

「登録税」及び「取消の請求」の登録税を削除して、新規登録の登録税のみを残存させた理由は何か。

(二) 建築士法第五条第一項の二級建築士の免許の登録に対し、登録免許税を課税しない理由は何か。

(三) 司法修習生の新規登録の登録税について、同法修習制度の趣旨に従い、日弁連の登録料と同様、半額にするのが、相当であると考えるが、どうか。

(四) 今年四月に、司法修習を終え引き続き弁護士の登録をする者全員が、登録申請書提出

のときに、登録税の一重課税を理由に登録税を納付しない場合には、日弁連は、登録税を徴収する職務権限も義務もないから、その登録申請を受理して登録しなければならないと考えるが、どうか。

四 前項の場合において、政府は、これらの者の登録税の未納をマスコミで当然に知ることができるものであるところ、弁護士の登録については官報でその登録番号、法律事務所及び氏名が公示されるのか、前記二の(一)及び(二)記載のとおり、政府が主張し、最高裁判所がこれを認容した判例に従つて、所轄の税務署長をして、右未納の登録税を容易に徴収することができるものと考へるが、どうか。

右質問する。

昭和五十二年三月八日

内閣総理大臣 福田 駿夫
衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員鈴木強君提出弁護士会及び弁護士に対する登録免許税の不当課税の是正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員鈴木強君提出弁護士会及び弁護士に対する登録免許税の不当課税の是正に限ることに対する質問に対する答弁書

第一について

一 日本弁護士連合会及び弁護士会(以下「日弁

連等」という。)に弁護士法(以下「法」という。)の規定により弁護士の登録(法第八条以下)、資格審査(法第五一条以下)、懲戒(法第五十六条以下)等の事務を行わせているのは、弁護士の使命(法第一条)にかんがみ、弁護士を国

家機関の監督の下に置くことが妥当でないと思えたからであり、このような事務を行つているからといって、日弁連等が自治行政機関となるものではなく、また、法が、立法、行政、司法の三権のほかに、これらと並立する弁護士自治権という第四権を創設したものと解すべきでもない。

なお、法第十六条及び第六十二条の規定は、第一審裁判権を日本弁護士連合会に移譲したものと解すべきでもない。

次に、日弁連等の懲戒処分等につき、行政不服審査法の適用があるからといって、日弁連等を国の行政機関としたものと解すべきではない。

二 法が「法令により公務に從事する職員」と規定しているのは、これらの者が刑法第七条第一項に規定する公務に從事する職員であることを定めたものである。

七 登録免許税法別表第一の非課税法人は、地方公共団体又はその出資者が国、地方公共団体若しくは他の登録免許税法上の非課税法人のいずれかとされている特別法に基づく法人に限ることを原則としており、日弁連等はこの要件に該当していないので、別表第二の非課税法人とすることは適当でない。

六 御質問のような申入れがあつたという報告は受けていらない。

七 登録免許税法別表第一の非課税法人は、地方公共団体又はその出資者が国、地方公共団体若しくは他の登録免許税法上の非課税法人のいずれかとされている特別法に基づく法人に限ることを原則としており、日弁連等はこの要件に該当していないので、別表第二の非課税法人とすることは適当でない。

第一について

一、二及び五 御指摘の事実等については、昭和二十四年当時の事柄を含め、現時点で十分に事実関係を明らかにすることは困難である課税法人とすることが明白である以上、登録免許税を課すことにより過去い

ることを原則としており、日弁連等を公共法人に追加することは適当でない。

五 法人の事業税については、国及び地方公共団体のほか、国又は地方公共団体が全額出資する法人について全面的に非課税とすることを原則としており、日弁連等についてこれら

の団体と同一に取り扱うことは適当でない。

法人住民税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、軽自動車税、自動車取得税及び都

市計画税については、国、地方公共団体等一部の法人を除き、課税することとされているところである。

かなる時点においても二重課税が発生したと
いう事実はない。

また、弁護士登録が日本弁護士連合会によ
つて行われていても同会が国に代わって租税
を課す権限まで有するということにはならな
い。

三 弁護士の登録免許税（旧登録税を含む。）に ついては、國の歳入として予算及び決算に計 上している。

計上の主管及び科目は、登録を受ける者が
印紙により納付する場合は、郵政省主管（部）租
税及印紙收入款（印紙收入項）印紙收入（目）收
紙となつており、また、現金により納付する
場合は、大蔵省主管（部）租税及印紙收入款（印紙
収入項）印紙收入（目）現金收入となつていて。
四 現在の登録料の額については、官報によつ
て承知しているが、その当否については、判
断の限りでない。

六 (一) 昭和四十二年の改正において、日弁連等 をはじめ、税理士会連合会等民間団体の行 う人の資格の変更の登録については課税を 廃止することとしたことによるものであ る。

(二) 二級建築士のような地方公共団体の長の
免許等に係るものについては、国の行政機
関が資格を与えるものではないので、登録
免許税は課税しないこととしている。

(三) 人の資格の登録等について課税する登録 免許税は、法令の規定により個人に一定の 資格が与えられ、名称若しくは業務の独占 あるいは相応な報酬を受け得るといった利 益に着目して課税するものであるので、登 録前の収入の多寡によつて税額に差を設け るのは適当でない。

(四) 及び(五) 日本弁護士連合会は、登録免許税
法第二十五条の登記機関であり、登録の事実を確
認しなければならないのであるから、納付
の事実の確認をしないまま登録することは
許されない。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一 去る八日、内閣から、衆議院議員小川国彦君
提出新東京国際空港公團法の解釈と運用の実態
に関する質問に対し、質問事項について検討
する必要があり、これに日時を要するため、昭
和五十二年三月十九日までに答弁する旨の国会
法第七十五条第二項後段の規定による通知書を
受領した。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十二年二月八日

内閣総理大臣 福田赳夫

として気象衛星センターを設置するとともに、氣
象通信所を廃止する等の必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

（所沢市）に改める。
第六十八条中「気象研究所」を「気象衛星セン
タ」に改め、「気象通信所」を削る。

第七十四条を削り、第七十三条を第七十四条と
し、第七十条から第七十二条までを一条ずつ繰り
下げ、第六十九条の次に次の二条を加える。

（気象衛星センター）
第七十条 気象衛星センターは、気象、地象及び水
象並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び
水面の輻射に関する気象衛星による観測及び気象
通信並びに気象無線報の受信を行う機関とする。
2 気象衛星センターは、清瀬市に置く。
3 東京航空交通管制部の位置を、東久留米市
から所沢市に変更する。

なお、施行期日は昭和五十二年四月一日とし
ている。
二 議案の可決理由
本案は、運輸行政の効率的運営を図るために、
妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議
決した次第である。

附 則

この法律は昭和五十二年四月一日から施行す
る。
三 本議案の可決理由
本案は、運輸行政の効率的運営を図るために、
妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議
決した次第である。

本議案の可決理由
本案は、運輸行政の効率的運営を図るために、
妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議
決した次第である。

本議案の可決理由
本案は、運輸行政の効率的運営を図るために、
妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議
決した次第である。

昭和五十二年三月十日

內閣委員長 正示啓次郎

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院会議録第八号中正誤	正	誤	行段	ベシ
一毛 負担の	負担を	一毛	二回	一毛
三四 元 今回	今日	三四	二回	三四
四二 決算か	決算が	二五	三回	四五
中正誤 第九号	中正誤	中正誤	中正誤	中正誤
協力 誤 正	努力	行段	ベシ	八五

昭和五十一年三月十一日 衆議院会議録第十二号

昭和五十一年三月十一日 衆議院會議錄第十号

明治二十五年三月三十日
郵便物記可日

定価一部一一〇円

発行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八一四四一(大代)